

知り合いの業者を紹介してください!

インボイスで悩んでいる 記帳のサポート 税務調査で悩んでいる 労働保険に加入したい

新津民商ニュース

2023年

11月27日

新津民商工会 新潟市秋葉区岡田94
 TEL (0250) 231-1353
 FAX (0250) 231-5544

壮年・青年交流懇親会開く

11月11日(土) 秋葉区で「壮年青年交流懇親会」を開き16人が参加しました。

交流会では地域、商売、若干の現況を自己紹介。自分の商売をPRした人や、税務調査の経験話を話した人もいました。

建物サービスマスターの青年は、「商売は防災断熱工事、害虫駆除などです」と言ったところ、家電修理サービスマスターの壮年が「家を見てほしい」とお願いして、早速つながり、16日に訪問していました。

農家の青年は、「地元スーパーにも出しているの、うちの野菜や漬物を買ってください」とPRしていました。

税務調査が来た壮年は、「十年以上前、人に言えないぐらいやられた、その後、民商に入会して自主計算を覚えた、つい先日の調査は、若干の記帳ミスを指摘されたが、無事調査が終わった。民商に入っていてよかったです」と話しました。



横暴な税務調査に注意を!

この夏から秋にかけて、会員の事業所に税務調査が来ています。

すでに民商ニュースでも記事にしましたが、最近の調査は少しの記帳ミスでも、税務職員は不明確な説明をして「7年さかのぼりの調査をする」言って強権的な徴税をしようとします。会員は「資料は提示している、単なる記帳漏れ」と主張して7年さかのぼりをやめさせました。

国税通則法では「偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ」と記載されており、意図的に隠蔽などが行われたことなどが該当します。

税務運営方針では「納税者に対して親切な態度で接し、不便を掛けないように努めるとともに、納税者の苦情あるいは不満は積極的に解決するよう努めなければなりません。また、納税者の主張に十分耳を傾け、いやしくも一方的であるという批判を受けることがないよう、細心の注意を払わなければならない」と記載されています。

不明確な説明をして「7年さかのぼり」は納税者を無視した行為です。

年末調整相談会のご案内

- 12月21日(木) 午前 9:30~11:00 (第3、第4、小須戸)
- 21日(木) 午後 1:30~ 3:00 (第1第2)
- 22日(金) 午前 9:30~11:00 (南西北、村松)
- 22日(金) 午後 1:30~ 3:00 (川東、東、阿賀)
- 来年1月9日(火) 午前 9:30~11:00 (第3、第4、小須戸)
- 9日(火) 午後 1:30~ 3:00 (第1第2)
- 10日(水) 午前 9:30~11:00 (南西北、村松)
- 10日(水) 午後 1:30~ 3:00 (川東、東、阿賀)

【場所】 新津民商事務所

持参するもの

- ※R5年の貸金台帳または源泉徴収簿(金額の合計など集計済のもの)
- ※扶養家族の生年月日、パート等収入の確認
- ※生命保険料、損害保険料控除証明書
- ※国保、国民年金の支払額証明書
- ※税務署、市役所からの書類(事務所に納付書の手備はありません)
- ※半期の納付書の控え(R5年7月のもの)